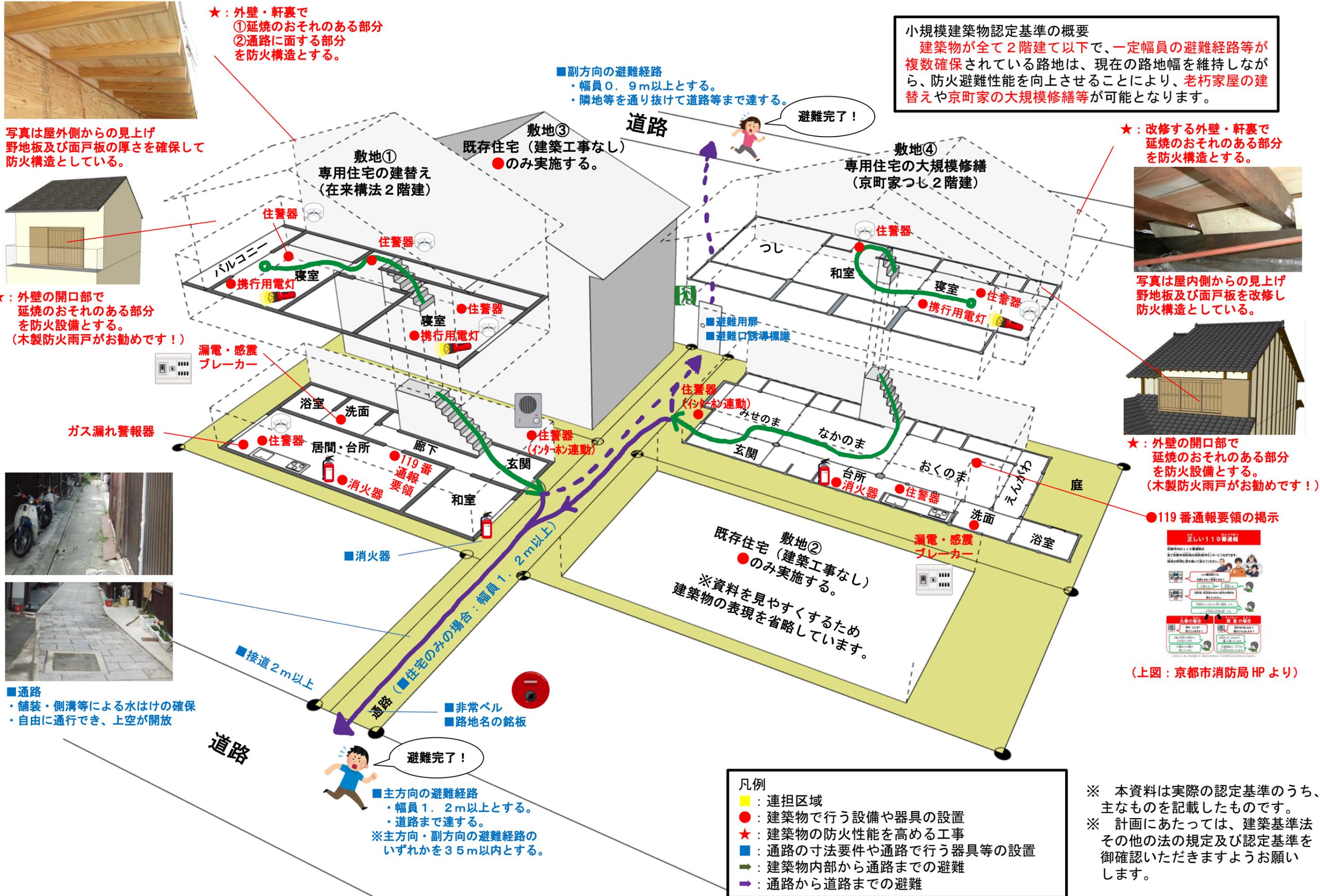


連担建築物設計制度（小規模建築物認定基準）を活用した路地奥での建替え・京町家の大規模修繕（住宅の場合）



小規模建築物認定基準の概要
建築物が全て2階建て以下で、一定幅員の避難経路等が複数確保されている路地は、現在の路地幅を維持しながら、防火避難性能を向上させることにより、老朽家屋の建替えや京町家の大規模修繕等が可能となります。



(上図：京都市消防局 HP より)

- 凡例**
- ：連担区域
 - ：建築物で行う設備や器具の設置
 - ★：建築物の防火性能を高める工事
 - ：通路の寸法要件や通路で行う器具等の設置
 - ➡：建築物内部から通路までの避難
 - ➡：通路から道路までの避難

※ 本資料は実際の認定基準のうち、主なものを記載したものです。
※ 計画にあたっては、建築基準法その他の法の規定及び認定基準を御確認いただきますようお願いいたします。